

施設基準等の揭示事項

[当院の施設基準について](#)

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

以下の施設基準に適合している旨、四国厚生支局に届出を行っています。

- ・短期滞在手術等基本料 1

[明細書の発行に関して](#)

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目が分かる明細書を無料で発行しております。

[医療情報取得加算](#)

マイナンバーカードをご利用いただく事で、オンライン資格確認等システムを通じて診療情報、薬剤情報等を取得し、当該情報をより良い診療提供に活用しております。可能な限り、マイナンバーカードでの受付をお願い致します。

[一般名処方加算](#)

ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは、先発医薬品（新薬）の特許が切れた後に販売される、先発医薬品と同じ有効成分の医療用医薬品です。また、医薬品の名前を一般名で記載して、処方することを一般名処方といいますが、一般名処方で記載された処方せんを受け取った場合、有効成分が同一である医薬品が複数（先発医薬品やジェネリック医薬品）あれば、調剤薬局薬剤師さんと相談の上で、患者さん自身が選ぶことができます。

ただ、医療上の必要性があると認められない場合等に、患者様の希望により長期収載品（ジェネリック医薬品のある先発品等）を選択された場合は、選定療養として薬剤料の一部負担金が別途必要になります。